

明日 への 話題

デジタル空間と 金融インフラ



預金保険機構
理事長

みつい ひでのり
三井 秀範

昨今、FinTech、金融のデジタル化の動きが大きくなるとなりつつある。こうした中、Embedded finance（組み込み型金融）、BaaSなど、モノやサービスの提供画面からシームレスに決済や保険・投資などの金融サービスにつながるサービスが考案・提供され、ユーザーから見ると、金融・非金融の境目が曖昧になっている。経済活動におけるヒトとシステムの協働、更にはシステム主導のサービス提供の仕組みは、従来のIT化とはかなり様相の異なるものであり、例えば、デジタル広告市場では、利用者の行動データを含むビッグデータ分析情報を基に、システム上、広告媒体提供者と広告主とが瞬時にマッチングされ、個々のユーザー端末の画面上に当該ユーザーの嗜好に適した広告がポップアップされる。人工知能を用いた資産運用サービスなど、様々な分野でAIの果たすウエイトの大きなサービスが出現し発展している。

このように、デジタル空間でのビジネスが拡大する中で、金融サービスの各機能のアンバンドル（分解）・リバンドル（再編成）が更に進展し、金融サービスを巡る産業構造、更には競争環境が大きく変容する可能性がある。

こうした動きに対し、規制当局からは、金融政策の有効性、通貨主権への影響、金融サービス利用者の保護、金融システムの安定の攪乱のリスクなどの視点から問題提起がされ、制度改正やソフトローでの取組などが進展しつつある。

デジタルを巡る新たな世界に対し、各国では、規制改革を超えて、技術基盤、プラットフォーム、法制度とその運用など、各種ビジネス基盤における国際標準の主導権争いが激しくなっている。法的基盤についても、例えば、デジタル資産について、海外では、その権利内容や実行方法の確立に向けた議論が進展している。Fiduciary Dutyの具体的内容について、これまでの伝統的な信託義務の考え方に立脚しつつ個々の受益者の金銭的利益の最大化を重視する考え方に対し、昨今、ESG、社会的責任投資、社会全体の持続的発展といった全体・長期の視点を重視する考え方が主唱されている。人工知能が高度に発展した場合の法的枠組の在り方の議論も活発である。

日本の既存の枠組みに囚われず、ゼロベースで、革新的なビジネスモデルに最適な、かつ、グローバルに通用する基盤や枠組みを創造的に考案し、これを日本発の国際標準とすべく、積極的に取り組んでいくことが望まれる。